



いま、博物館は：最新博物館事情

文化と地域発展：
最大限の成果を求めて

地方政府、
コミュニティ、
ミュージアム向け
ガイド



ICOM International Council of Museums

OECD Better Policies for Better Lives

大阪国際大学 五月女 賢司



総合博物館

地域の自然環境、歴史、人々のくらしや美術など、
地域を丸ごと理解できる博物館。



野外博物館

歴史的建造物、伝統的建築。



動植物園

動物園と植物園の両方を
中心とする博物館。



植物園

生きた植物を
中心とする博物館。

水族館

生きた水生動物を
中心とする博物館。



動物園

生きた動物を
中心とする博物館。



博物館

Museum

登録：911館

指定：394館

類似：4,466館

合計：5,771館

歴史博物館



歴史をテーマに、古代から現代までの
地域の移り変わりを紹介する博物館。
郷土資料館、民俗館、文学館などの多くも
歴史博物館の仲間です。



美術博物館



絵画、工芸、彫刻から漫画やアニメも含めた
美術品や芸術作品を中心とする博物館。

一人の芸術家の作品やアトリエを博物館にした記念館や、
企業の創業者のコレクションを中心とした美術館など
多様な種類があります。



科学博物館



宇宙や天文、地球の環境や自然、
生物から理工や物理など
科学を中心とする博物館。
中心とする分野によって
自然史博物館や科学館、
天文館やプラネタリウムなどに
区別されることもあります。



博物館に関する国内外の勧告・ガイド・法律など (一部)

1. 国際連合教育科学文化機関 (UNESCO)

- UNESCO「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」(1960年)
- UNESCO「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(2015年)

2. 国際博物館会議 (ICOM)

- 国際博物館会議 (ICOM) / OECD『文化と地域発展：最大限の成果を求めて (地方政府、コミュニティ、ミュージアム向けガイド)』(2019)
- 国際博物館会議 (ICOM) 規約第3条「用語の定義」第1項「博物館」改定 (2022年)

3. 日本の法律など

- 教育基本法 第12条「社会教育」(1947年公布・施行)
- 社会教育法 第9条「図書館及び博物館」(1949年公布・施行)
- 文化財保護法 第53条「公開承認施設」(1950年公布・施行)
- 博物館法 (1951年公布、1952年施行)
- 博物館法施行規則 (1955年)
- 文化芸術基本法 第26条「美術館、博物館、図書館等の充実」(2001年公布・施行)
- 文化観光推進法 (2020年公布・施行)

4. 日本博物館協会

- 「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」(2012年7月制定)

博物館（主に人文系）は展示だけではない、その多様なあり方

1. 文化財保護の拠点、調査・研究
2. 市民による歴史や自然についての学びの拠点（柱3）
 - 体験重視（ハンズオン（1990年代半ば）など）
 - 日本の博物館でハンズ・オンという言葉が使用されるようになったのは、1990年代半ばの染川香澄氏による著書などがきっかけ
3. ユニバーサル・ミュージアム（1990年代末以降）（柱2）
 - 視覚障がい者をはじめ多くの人々が博物館をより身近に感じることができるよう、博物館資料にさわること等の意義を追求する（国立民族学博物館、南山大学人類学博物館など）
4. 市民活動の拠点（ボランティアやサークル）（柱5）
 - 大阪府・吹田市立博物館における市民参画型の展覧会企画、大阪府・国立民族学博物館ボランティア（MMP）、滋賀県立琵琶湖博物館「はしかけ」制度など
5. 地域課題の解決の場
 - 地域回想法（愛知県・北名古屋市立歴史民俗資料館）
 - 高齢者が懐かしいと感じる昭和の資料に実際にふれてもらい脳の活性化を図るための実践。認知症の非薬物療法の一つ
 - 関係人口（岐阜県・飛騨みやがわ考古民俗館）
6. 他機関等との連携（博物館法 第三条第三項、MLA、saveMLAK、MALUI）
7. 脱植民地化の推進拠点
8. 持続可能な社会実現を考える拠点 など

国際博物館会議（ICOM）
規約のなかの「博物館」の定義
（2022年）

ICOM規約第3条「用語の定義」第1項「博物館」 (2022年プラハ大会で採択される前の定義)

- 博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である。

ICOM規約 (2017年6月改定)

ICOM規約「博物館」定義案（採択延期）

（特別委員会「MDPP（博物館の定義・展望・可能性）委員会」の定義案）

- 博物館は、過去と未来についての批判的な対話のための、民主化を促し、包摂的で、様々な声に耳を傾ける空間である。博物館は、現在の紛争や課題を認識しそれらに対処しつつ、社会に託された人類が作った物や標本を保管し、未来の世代のために多様な記憶を保護するとともに、すべての人々に遺産に対する平等な権利と平等な利用を保証する。
- 博物館は営利を目的としない。博物館は開かれた公明正大な存在であり、人間の尊厳と社会正義、世界全体の平等と地球全体の幸福に寄与することを目的として、多様な共同体と手を携えて収集、保管、研究、解説、展示の活動、ならびに世界についての理解を高めるための活動を行うものである。

ICOM規約第3条「用語の定義」第1項「博物館」 (2022年プラハ大会で改定された新定義・日本語)

- 博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。

ICOM日本委員会による日本語確定訳文

博物館の概要

日本国憲法 (1946年)

教育基本法 (1947年)

社会教育法 (1949年)

図書館法
(1950年)

博物館法
(1951年)

文化芸術基本法
(2001年)

文化財保護法
(1950年)

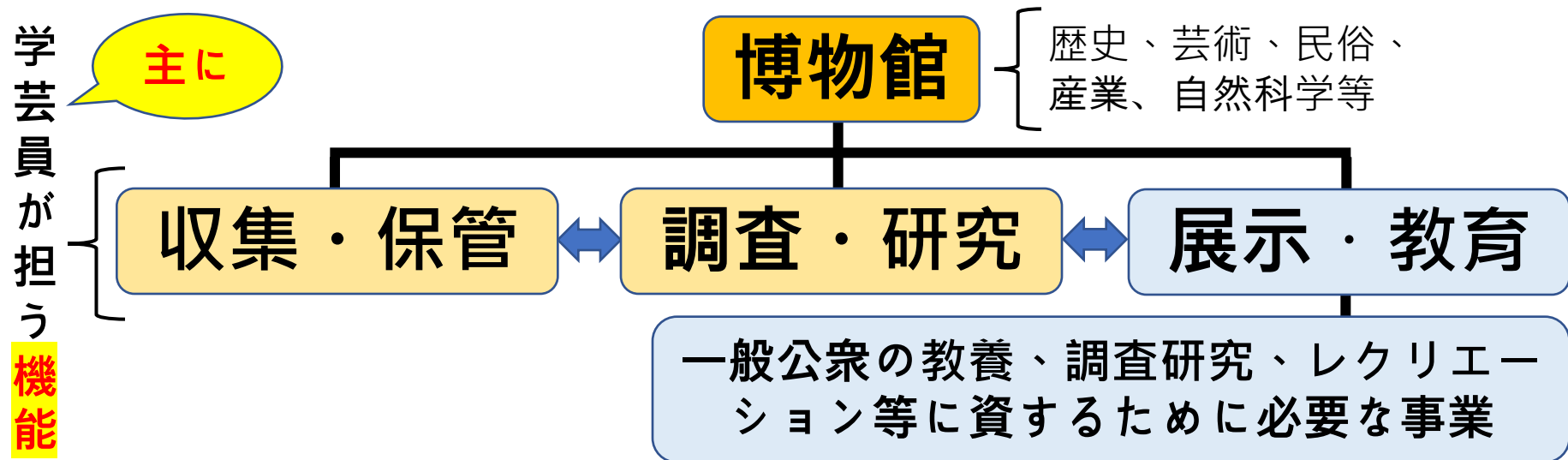
文化観光推進法
(2020年)

(博物館の事業) 第一章総則 (目的)

(改正博物館法 2022年公布、2023年施行)

- **第一条** この法律は、**社会教育法** (昭和二十四年法律第二百七号) 及び**文化芸術基本法** (平成十三年法律第四百四十八号) の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

日本の博物館法の中の「博物館」



改正博物館法（定義）（2022年公布、2023年施行）

第二条：この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（中略）次章の規定による登録を受けたもの・・・

(博物館の事業) 第三条第一項

(1951年公布)

-
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に關し必要な説明、助言、
三指 導等を利用させること。
これ
- 六 博物館資料に關する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査
研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に關する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催
し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二
十五 年法律第二十号）の適用を受ける文化財について、解説書と
又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
-
- 十 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、學術又は文化に關
する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(博物館の事業) 第三条第一項

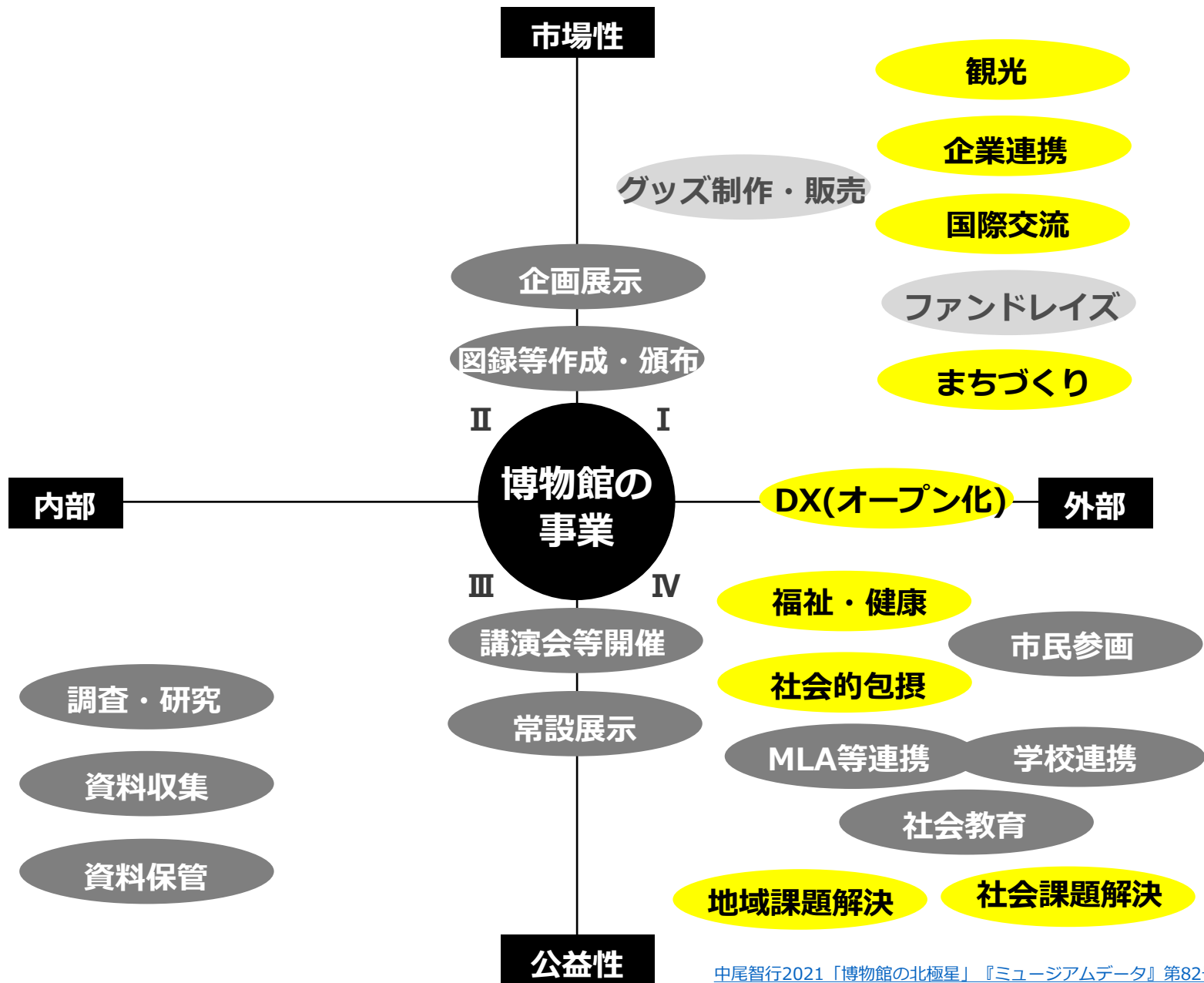
(改正博物館法 2022年公布、2023年施行)

- **三** 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。(2022年4月改正法公布で追加)
- **四** 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- **七** 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- **八** 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- **九** 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和二十五年法律第二十号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- **十** 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活かして行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。(2008年6月改正法公布で追加)
- **十二** 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(博物館の事業) 第三条第三項

(改正博物館法 2022年公布、2023年施行)

- 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。



中尾智行2021「博物館の北極星」『ミュージアムデータ』第82号 丹青研究所
を一部改変

文化庁中尾智行氏提供

「博物館の原則」と 「博物館関係者の行動規範」

博物館界の憲章と倫理規定

「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」の制定（2012年7月）

- この調査研究を受け、日本博物館協会は、2012年7月に全ての博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を示す「博物館の原則」と、その原則を踏まえて、日々の運営に携わる学芸員をはじめとする関係者が共有すべき倫理的な基本事項として「博物館関係者の行動規範」を制定した。
- 日本博物館協会は、「博物館の原則」が日本における**博物館憲章的**な役割を果たすとともに、「博物館関係者の行動規範」が各施設・組織における実体的な**規範・規程**を制定する上での拠り所として活用されることを目指している。

博物館の原則 (2012年7月1日)

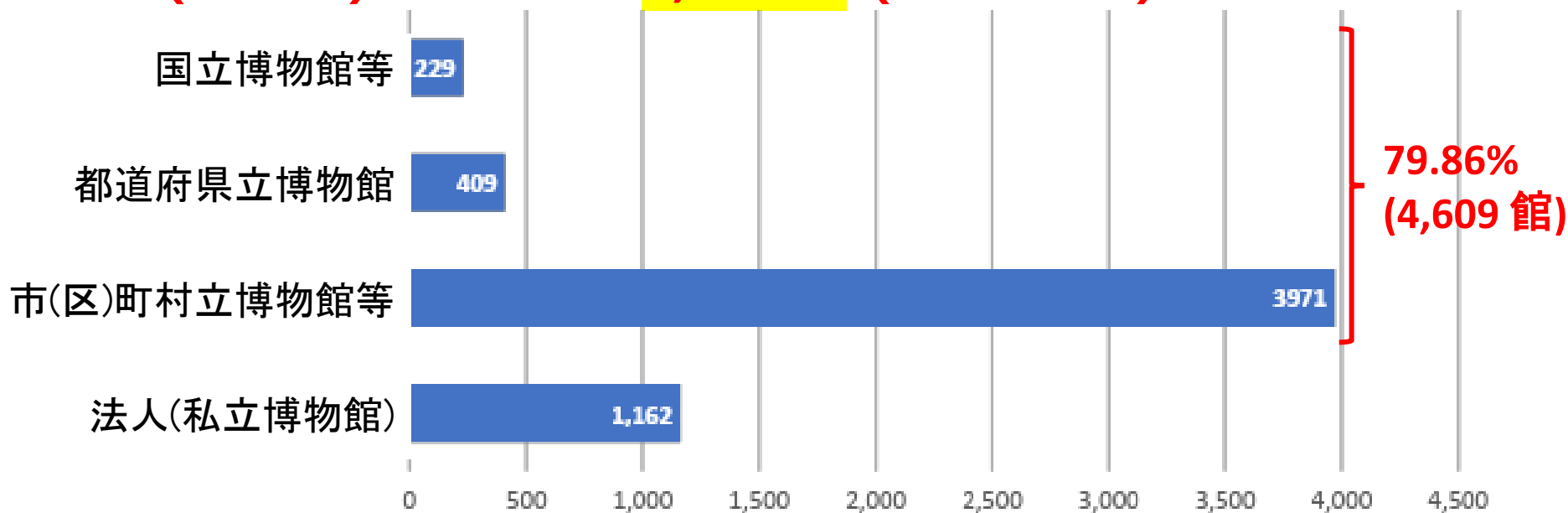
博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するために、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

日本の博物館： 戦後の数の増減と現代的な在り方

設置者別の割合 (100% = 5,771館)

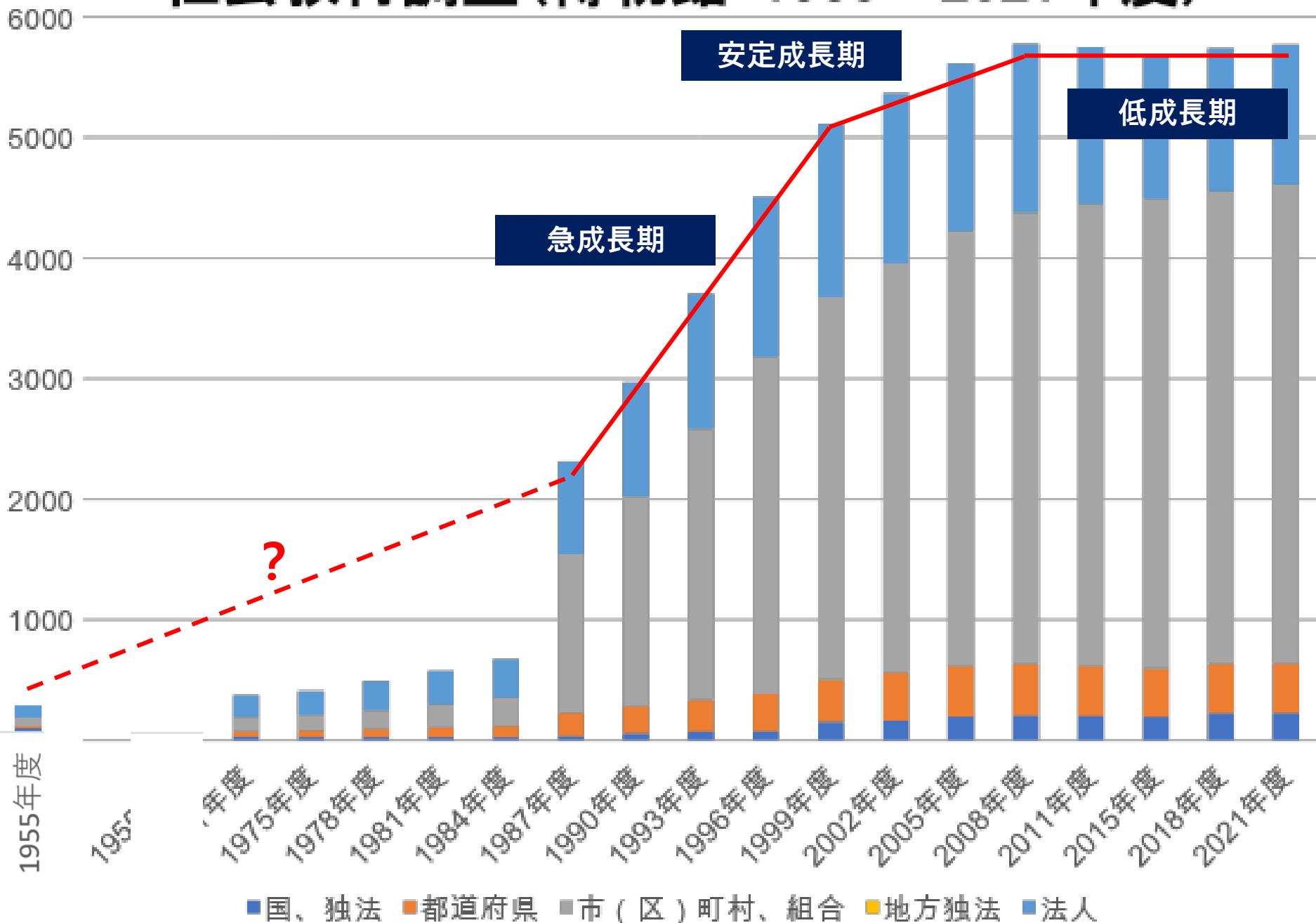
- 3.97% 国立博物館 (229館)
- 75.90% 公立博物館 (都道府県、市(区)町村) (4,380館)
 - 国公立の博物館の合計が4,609館 (79.86%)
 - 市(区)町村の合計は3,971館 (68.81%)
- 法人(私立)の合計は1,162館 (20.14%)



社会教育調査(博物館・1955～2021年度)

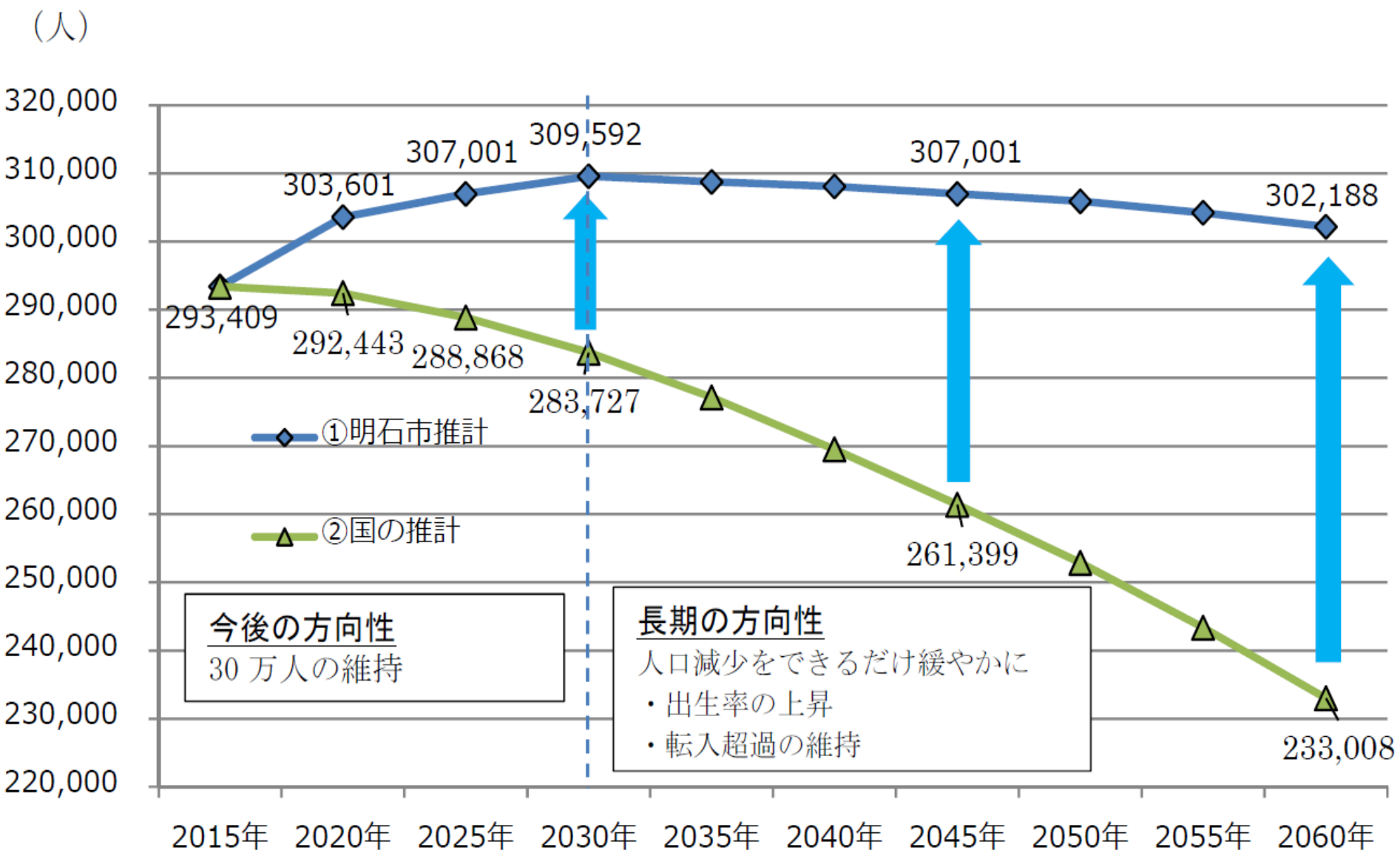
	国、 独法	都道 府県	市(区)町村、 組合	地方 独法	法人	合計	市(区)町村、 組合/合計
1955年度	35	20	71	-	113	239	29.71%
1971年度	30	43	121	-	181	375	32.26%
1975年度	28	54	132	-	195	409	32.27%
1978年度	28	67	155	-	243	493	31.44%
1981年度	28	79	190	-	281	578	32.87%
1984年度	27	94	230	-	325	676	34.02%
1987年度	35	196	1313	-	767	2311	56.82%
1990年度	59	225	1743	-	941	2968	58.73%
1993年度	69	267	2249	約2.4倍	1119	約2倍 3704	60.72%
1996年度	72	313	2795	-	1327	4507	62.01%
1999年度	154	349	3173	-	1433	5109	62.11%
2002年度	161	402	3390	約3倍	1410	5363	63.21%
2005年度	197	418	3605	-	1394	5614	64.22%
2008年度	206	425	3746	-	1398	5775	64.87%
2011年度	202	411	3835	-	1299	5747	66.73%
2015年度	196	401	3892	0	1201	5690	68.40%
2018年度	228	407	3920	0	1183	5738	68.32%
2021年度	229	409	3971	0	1162	5771	68.81%

社会教育調査(博物館・1955～2021年度)



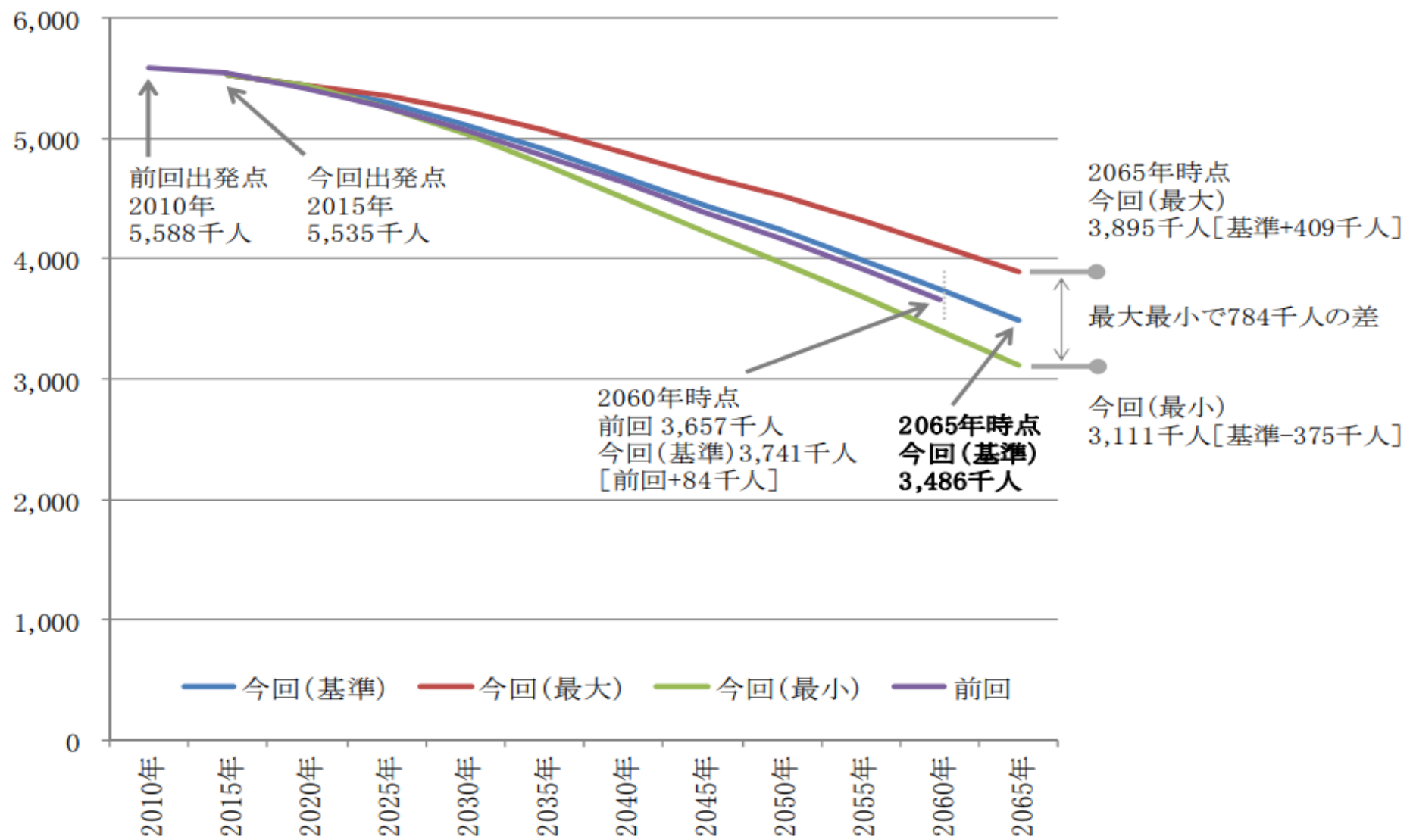
出典：社会教育調査(博物館・1955～2021年度)に基づき五月女が作成

明石市の将来人口推計(2015~60年)



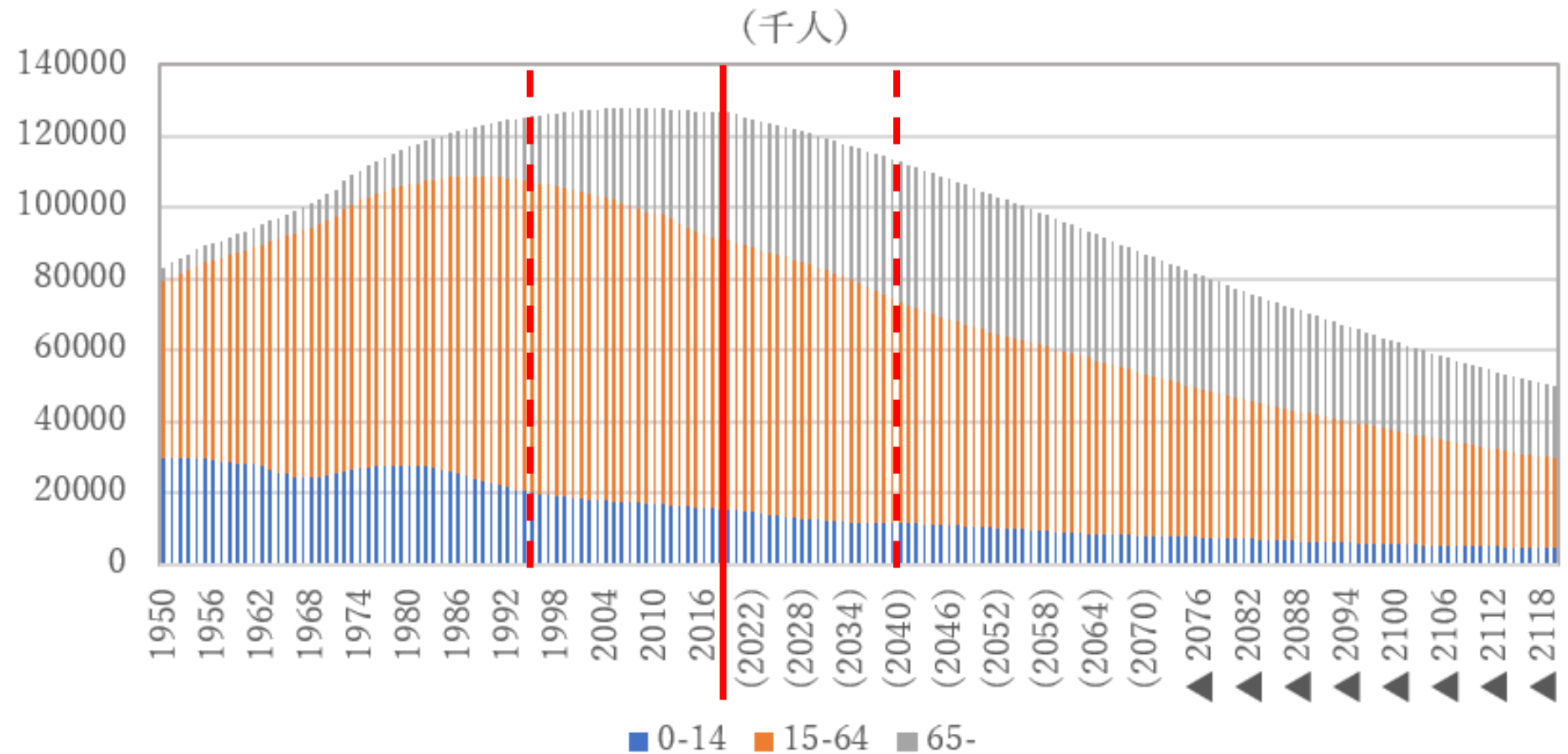
出典：明石市編(2022)『あかしSDGs前期戦略計画(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))』p.1

兵庫県将来人口推計(2015~65年)



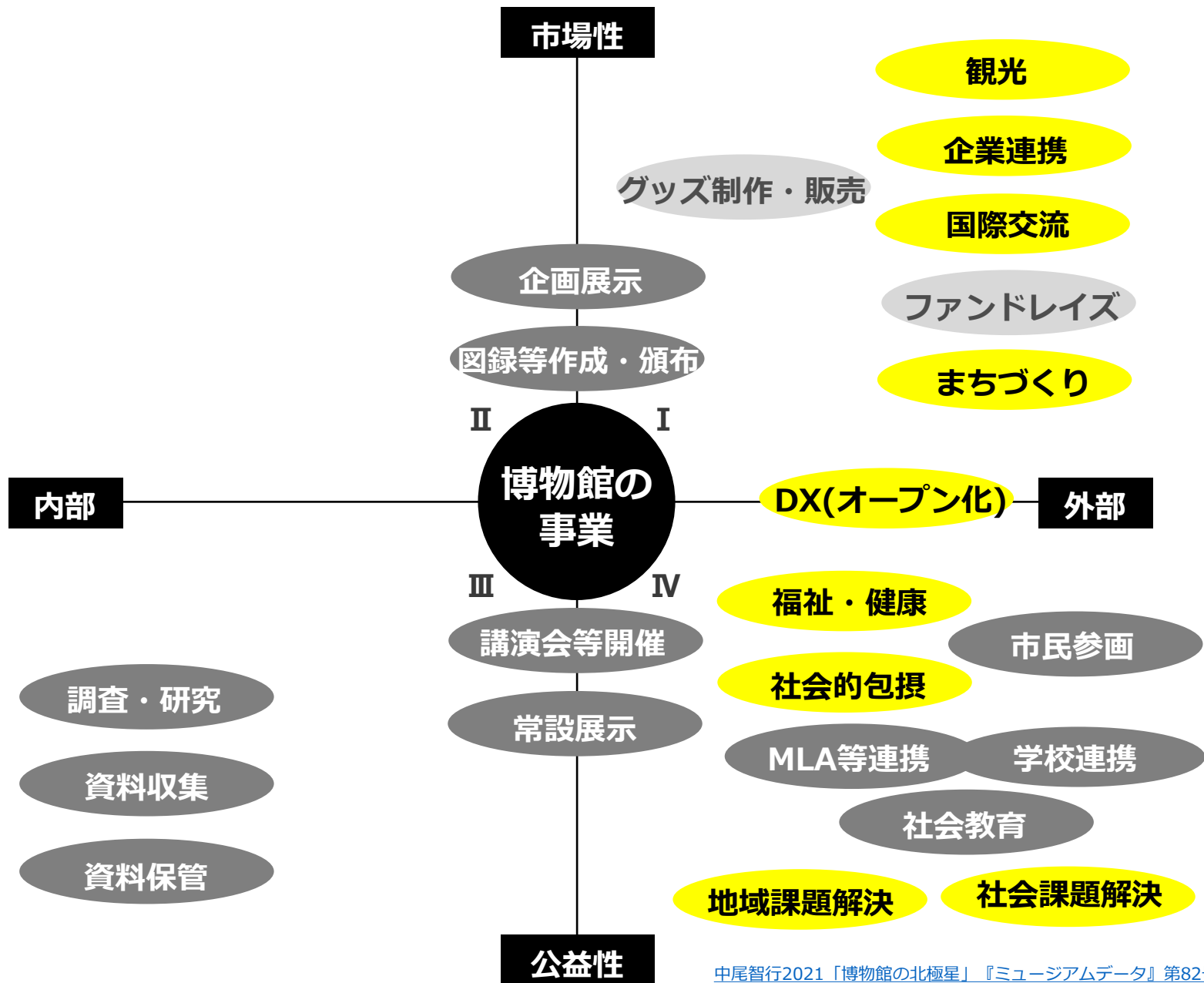
出典：兵庫県将来推計人口(2015~65年)、兵庫県企画県民部ビジョン局ビジョン課(2019年11月12日)
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/documents/kaisetsu.pdf>

総人口の推計値とその年齢階級別内訳



(注) 「出生中位・死亡中位」ケースの数値で、2021-2070 は基本推計、2071-2120 は長期参考推計に基づく。

(データ出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (令和5年推計)」



中尾智行2021「博物館の北極星」『ミュージアムデータ』第82号 丹青研究所
を一部改変

文化庁中尾智行氏提供

大阪府
吹田市立博物館

吹田市立博物館における市民参画型の 展覧会企画

- ・ 市民に開かれた博物館をめざす
- ・ 2006年（平成18年）に「千里ニュータウン展－ひと・まち・くらし－」への市民の全面的な企画参加として実現
- ・ 総観覧者数が約1万人（年間）→2万2000人（会期38日間）
- ・ 市民参画によって、展示内容や関連イベントを市民の要望に即した内容にすることができ、それが博物館の活性化や、後のまちづくりに活かされた

小山元館長がとった市民参画の方法

- なるべく多様な「うるさい市民」の意見を反映させる
- 市民実行委員会に44人いれば、44人が違った意見
- 市民同士で喧嘩が起きる
- あとは、飛び交う多様な意思（石？）を避けるだけ
- だんだんまとまって、5~6つの意見に分かれる
- 自然にまとまっていく・育っていく
- 館長や学芸員が「こうしてくれ！」と「私の意見」を通すと潰れる



吹田市立博物館

様々な個人・団体・研究者が出会い、化学反応を起こす

ダイハツ「ミゼット」



台所とバスオーール



佐竹台団地サテライト（公社）



千里ニュータウン展
＜黒千里サテライト会場＞
102号室
OPEN
4月22日～6月4日までの
土・日・祝日
午後1時～5時

佐竹台団地サテライト（公社）



演劇「わが家にバスオールが来た日！」



トークショー「バスオイルを使った人たちとお風呂について話そう」

トークショー
バスオイルを使った人たち
とお風呂について話そう
ゲスト 三ツオイヤ社副社長 遠藤
吹田市立博物館館長 小山
進行 お風呂アドバイザー おかき



岐阜県

飛騨みやがわ考古民俗

館

ネット社会の価値発信

- ・ 飛騨みやがわ考古民俗館（岐阜県飛騨市）
- ・ **関係人口**：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。飛騨では、関係人口同士や関係人口と飛騨市民との交流を図るような仕組み作りとして石棒クラブが飛騨みやがわ考古民俗館で活動
- ・ 活動内容：石棒撮影会、石棒クラブインスタグラムによる一日一石棒（#sekiboclub）、ミュージアムオンラインツアー、ユーチューブ動画配信、3Dデータの商用利用など

ネット社会の価値発信





飛驒市の文化財

2021年8月25日 · 🌐



石棒クラブが公開する3Dデータから作られた石棒ろうソクも用いられて、ひょうたんマダムさんらが美しい空間を生み出されました！
石棒ろうソクは多くても1日3本しか作れないものとのことですが、それが何本も並んでいました！

- ・ 縄文ともしびナイト
- ・ 飛驒市宮川町中沢上
- ・ 2021年8月24,25日

#飛驒市の文化財 #飛驒市 #飛驒みやがわ考古民俗館 #石棒クラブ #ひょうたんマダム #3D #ひょうたんランプ #埋フェイバリット



脱植民地化の推進拠点：
王立中央アフリカ博物館
(ベルギー)

ベルギー 王立中央アフリカ博物館





in diverse internationale onderzoeksprojecten.

Introduction Gallery

A museum in motion

The Royal Museum for Central Africa (RMCA) is a scientific reference centre for Africa and a nexus for cultures and generations.

The museum originates from the colonial exhibition at the World's Fair of 1897, an initiative of King Leopold II. He saw the museum as a propaganda tool for presenting his colonial project in a positive light. It was founded in 1898 as '*Musée du Congo*' using revenue from the Congo Free State. That revenue came mainly from the extraction of rubber, which was marked by excessive violence and forced labour.

The museum has extensive expertise in the natural and life sciences and curates a wide variety of collections. It works in partnership with African museums, research institutions, and experts. Every year, the museum contributes to the training of over a hundred African scientists and public workers.

The RMCA makes an important contribution to the dissemination of knowledge about Africa and is an active partner in diverse international research projects.

イントロダクション・ギャラリー

変化し続ける博物館

王立中央アフリカ博物館（RMCA）は、アフリカの学術的なリファレンスセンターであり、文化や世代の結節点でもあります。

この博物館は、1897年のブリュッセル万国博覧会におけるレオポルド2世の主導による植民地時代の展示に端を発しています。レオポルド2世は、博物館を自らの植民地計画を肯定的に示すためのプロパガンダの道具と考えました。1898年、コンゴ自由国からの収入で「コンゴ博物館」として設立されました。その収益は主にゴムの採取によるもので、過度の暴力と強制労働が特徴的でした。

Heritage in the museum

The collections that the AfricaMuseum preserves and curates are the legal property of the Belgian federal state, but the moral property of the countries of origin. The museum adopts an open and constructive attitude in the debate on the restitution of cultural and natural heritage, and works together with the museums in the relevant countries. The collections are being digitized, so that they – like the scientific databases – can be consulted by researchers and interested parties from all over the world.

Via workshops, conferences, publications, the website, temporary exhibitions, and cultural and educational events, the museum stimulates interest in Africa and social debate.

博物館が所蔵する遺産

当館が保存、キュレーションするコレクションは、ベルギー連邦政府の法的財産ではありますが、資料の出身国の道徳的財産でもあります。当館は、文化財や自然史財の返還に関する議論において、オープンで建設的な態度を取り、関連する国の博物館と協力し合っています。コレクションはデジタル化され、学術データベースと同様に、世界中の研究者や市民が参照できるようになっています。


ワークショップ、会議、出版物、ウェブサイト、企画展、文化・教育イベントを通じて、アフリカへの関心と社会的な議論を喚起しています。

URES STORED AWAY

ΑΥΤΑ ΒΕΛΛ

DE





この廊下には、1876年から1908年の間にコンゴ自由国で命を落とした1,508人のベルギー人男性の名前が書かれています。これらは、二つの世界大戦の間に、ベルギーの愛国心という雰囲気の中で書かれました。死亡した女性や子供は記録されていません。いくつかの名前の前にあるアスタリスクは、アルファベットの次の文字がここから始まることを示しています。記念碑の下には、アルベール1世の言葉が記されています。「...無情にも死は最初の開拓者たちの隊列を刈り取った。彼らの記憶に対しては、最大の賛辞を送っても送り過ぎということはないだろう。」

この記念碑は、同時期にコンゴ自由国の直接的または間接的な犠牲者として亡くなった何十万、何百万というコンゴ人、あるいはこの暴力が引き起こした人口減少については、一切言及していない。

2013-2018年の改修工事中、王立中央アフリカ博物館は、アーティストであるフレディ・ツィンバに、これらの目に見えない、名前のない、犠牲者に敬意を表し、新しい作品を制作するよう依頼した。



VICTOR
LANGHA
GILZGEM
1896
JOSEPH
MAVAMBO
GILZGEM
1896
RENATUS
SIBOU
GILZGEM
1896

MANGWA
ANTWERPEN
1894
BINDA
ANTWERPEN
1894

LITIO
ANTWERPEN
1894
MONGUENE
ANTWERPEN
1894



これからの博物館

これからの日本の博物館

- 社会教育法の中では、博物館は「社会教育のための機関」の一つに位置付けられており、博物館法でも「社会教育法に基づき」と明記（社会教育法）
- 文化施設としての役割の明確化、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
- 文化財をまちづくりに活かすなど、地域文化財の計画的な保存・活用の促進を図る機関としての役割（文化財保護法）
- 博物館の文化観光拠点施設としての役割（文化観光推進法）
- 以上の視点が、博物館法の改正の際に盛り込まれた。

博物館による「価値の発信」

- 博物館は何を目的として、どんな価値を発信するのか
- 博物館が社会における存在意義を示し、社会的役割を果たすことが大切
- 博物館の壁の外の“人”を中心とする考え方に基づいた発信

価値の創出と発信

- 「価値」は、定まった固定的なものではなくていい
- 社会における価値観創出のための「問いかけ」でもいい
- 価値観の「ぶつかり合い」によって、人と人との間で軋轢・摩擦が生まれ得るが（戦争やテロリズムなど）、その「ぶつかり合い」は新たな価値観を生み出す刺激にもなり得る。博物館での異なる価値観や文化との遭遇は、新たな創造の源泉となり得る。
- 新たな価値観の創出に向けた博物館と市民一人一人の行動がコミュニティの活力の向上につながる